



# 産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

- ▶ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場について、産廃特措法に基づく事業の完了後においてもなお「場内に残置される廃棄物による潜在リスク」が存在するため、安全性の確保に必要なモニタリング等の費用に係る財政支援を継続されたい。

【提案・要望先】 総務省、財務省、環境省

## 1. 提案・要望内容

### 特定支障除去等事業完了後に行う「残置される廃棄物による潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組に係る財政支援

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場において、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了後に継続して行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組（モニタリング、水処理、構造物の維持管理等）の費用に係る財政支援の継続

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 継続した取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て策定した実施計画により、国の財政支援を受け令和4年度までの予定で特定支障除去等事業を実施中。
- 当該事業では遮水等を行ったうえで廃棄物の一部を場内に残置する工法をとっており、事業完了後においても残置される産業廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、住民の安心・安全の確保に向けた継続的なモニタリングや場内浸透水の処理、構造物の維持管理等の取組が必要。  
これらの取組に毎年1億円以上の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。

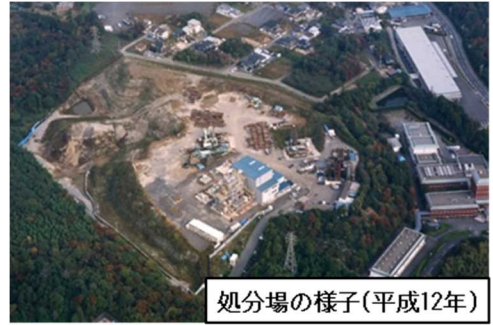
### (2) 財政支援の妥当性（公平性の観点、附帯決議の存在）

- 産業廃棄物が都道府県の区域を超えて広域的に処理されていることを踏まえ、支障除去等事業終了後の安全確保に向けた取組についても、公平性の観点から、産廃特措法に基づく支障除去等事業と同様に、国が財政支援することが妥当。
- 平成24年の産廃特措法の延長時には、「全量撤去方式以外の支障の除去等の実施に当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」等の衆議院環境委員会附帯決議が存在。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 産廃特措法に基づく事業の実施

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（栗東市）での産業廃棄物の不適正処分により発生した生活環境保全上の支障等について、行政代執行により除去事業を実施中。（産廃特措法に基づく実施計画による実施期間：平成24年度～令和4年度（予定））



#### 産業廃棄物の不適正処分

- ・許可品目以外の廃棄物の埋立処分
- ・処分場内を深掘りし、許可容量を大幅超過



#### 生活環境保全上の支障等の発生

- ・高濃度の硫化水素の発生
- ・地下水の汚染 等

### (2) 対策の内容

- ① 有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分
- ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所への遮水）
- ③ 浸透水の揚水・水処理施設での浄化、場内の嫌気状態解消
- ④ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形、覆土、排水路）

### (3) 事業完了後の取組の必要性

事業完了後も、残置された廃棄物による生活環境保全上の支障の再発を防ぐため、水質モニタリング、浸透水の揚水・浄化、構造物（法面等）の維持管理等が必要。

